

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

1 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### 2 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、

領収証の発行の際に、個別の診療報酬の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費医療負担の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

### 3 長期収載品の処方に係る保険外併用療養費（選定療養）について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さまの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の1/4の金額）が選定療養として、患者さまの自己負担となります。選定療養は保険給付ではないため、公費の適応にはなりません。

当院は院外処方のため、選定療養は薬局でのお支払いとなります。

### 4 医療情報取得加算について

当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

オンライン資格確認等システムを通じて患者さまの診療情報、薬剤情報、特定健診情報を取り扱い、保険診療を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。

マイナ保険証の利用にご協力を願いいたします。

### 5 当院は九州厚生局長に下記の届出を行っております。

#### 1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

外来感染対策向上加算

明細書発行体制等加算

#### 2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

在宅療養支援診療所3

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅がん医療総合診療料

外来・在宅ベースアップ評価料1

酸素の購入単価

### 6 保険外負担に関する事項について

### 7 外来感染対策向上加算について

当院は、受診歴の有無に関わらず、発熱およびその他の感染症を疑わせるような症状

を呈する患者さまの受け入れを行っています。

一般的な患者さまと発熱患者さまの動線を分けるため、受診前には必ず電話予約をお願いいたします。

また、院内感染防止対策として必要に応じて以下のような取り組みを行っています。

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。

- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応します。

- ・抗菌薬については厚生労働省のガイドラインに則り、適正に使用します。

- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれによって院内感染対策を推進していきます。

- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、感染対策の向上に努めます。

## 8 生活習慣病管理料について

当院では糖尿病、高血圧、脂質異常症が主病で通院中の患者さまには、生活習慣病管理料2を算定し、療養計画書をもとに総合的な治療管理を行います。

治療の目標を患者さまと共有し、前向きに治療に取り組んで頂くため、定期受診時に療養計画についてご説明し、初回のみ同意書にサインをいただきます。

定期的に通院され状態が安定していると判断したときには、患者さまと相談のうえ、28日以上の長期の処方箋やリフィル処方箋を交付することも可能です。

## 9 その他

- ・個人情報の管理

個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。

個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。